

税のたより ¥! ?

軽自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず以下の届出場所が必要な手続きを行ってください。

軽自動車の異動(取得・廃車・譲渡)届出先

種別	原動機付自転車(125cc以下) 特定小型原動機付自転車 ミニカー・小型特殊自動車	軽四輪	軽二輪(125cc超) 自動二輪(250cc超)
届出場所	役場 税務課	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 ☎050(3816)1770	中部運輸局 愛知運輸支局 ☎050(5540)2046
必要なもの	【登録】販売(譲渡)証明書※1 【廃車】標識(ナンバープレート)、 登録時の標識交付証明書 届出者の本人確認ができるもの (運転免許証、マイナンバーカード等)※2	上記へ直接お問合せください。	

※1 特定小型原動機付自転車の場合、販売(譲渡)証明書に当該要件に該当する旨の記載がない場合は、要件を満たすことが分かる書類が必要

※2 本町に住民登録がない方が所有する場合は、別途必要書類がありますので、事前に税務課までお問合せください。

※売却・譲渡・盗難等で現在所有していなくても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。業者など他の方に手続きを依頼した場合、完了しているか確認してください。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

軽自動車検査協会からのお願い・お知らせ

①軽自動車の名義変更・廃車の届出

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑するため、名義変更および廃車の届出は3月中旬頃までに済ませるようお願いいたします。詳細は、軽自動車検査協会ホームページをご確認ください。

②軽自動車の車検証の電子化

令和6年1月から軽自動車の自動車検査証が電子化されました。車検証にICチップが内蔵され、電子化された車検証の情報が格納されます。車検証電子化に合わせ、車検証の大きさが従前のA4サイズからA6サイズに小型化されます。

専用アプリから車検証の情報が確認できます。電子車検証に格納された情報は、専用アプリ「車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間等が確認できます。専用アプリをインストールすることにより、車検時期のお知らせやリコールのお知らせ等をお手持ちのスマホ等に通知することができます。



▲軽自動車検査協会HP



▲車検証閲覧アプリ

問合せ先 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 ☎050(3816)1770